

公明党の古屋範子議員と塩崎厚労大臣との間の、児童相談所から警察への情報提供が必要でないかとの質疑状況(2016年4月20日衆議院厚生労働委員会)および厚労省・警察庁のとろうとしている仕組みの問題点

(国会での質疑状況)

○古屋範子議員

東京・葛飾区で起きました愛羅ちゃんという女の子の虐待死事件なんですが、父親に継続的に虐待を受けていた。児童相談所では、この愛羅ちゃん、家庭において見守り中だったんですけども、警察には情報提供していなかった。住民から、子どもの泣き叫ぶ声がする、虐待ではないかということで一一〇番通報があったんですが、警察官が駆けつけたんですが、親からは夫婦喧嘩だというふうに言われて、そう言われてしまうと、なかなか子供の服をめくって虐待があるかどうか確認をすることができないということで、結局は愛羅ちゃんは死亡しました。遺体には四十か所のあざがありました。私は、警察との連携ということは非常に重要であると思っております。児童相談所が案件を抱え込まずに警察等他機関に情報提供していく、これも重要なのではないかと思っております。警察のOBで弁護士の、NPOシンクキッズの後藤代表からもお話を伺いました。アメリカ、イギリスでは、児童保護部局と警察が虐待案件について全件について情報を共有していく。警察から児童相談所への情報提供だけではなく、児童相談所から警察への情報提供というものが必要です。今、日本では高知県しかこれは行われておりません。住民が通報するのも、やはり一一〇番に通報するということが非常に多いんだというふうに思います。そこで、児童相談所長が通告を受けた虐待案件については警察に通知をするということを徹底して、虐待の危機対応は警察にも担ってもらうことで、児童相談所、人数が足りない、一極集中、なかなか対応できないという事態を変えていかなければならぬというふうに思います。最後にこれについての御意見を伺って、質問を終わります。

○塩崎厚労大臣

児童虐待につきましては、市町村、児童相談所、そしてまた関係機関と緊密な連携をするということが大事であり、中でも警察との連携というのが極めて大事なのは御指摘のとおりだと思います。・・・・今月、警察庁から各都道府県警察に対しまして、児童虐待が疑われる場合は児童相談所に過去の対応状況等を照会するような通達が既に発出をされてございます。これを受けて、厚生労働省としても、児童相談所において、刑事案件として立件可能性がある重篤事案、あるいは子供の安全確認について保護者の強い抵抗が予想されるような

事案、こういったものなどを把握したときは、迅速、確実に警察と情報共有を行うことについて通知を、これは今年の4月1日付で行ったところでございます。

(塩崎大臣の答弁にある厚労省と警察庁のとろうとしている仕組みの問題点)

上記のとおり、本年4月に警察庁と厚労省からそれぞれ通達・通知を出して、情報共有をすすめたとされています。しかし、これは、私どもが求める、アメリカやイギリスでは当然に行われ、日本でも高知県で7年前から行われている、児童相談所と警察がそれぞれ把握する虐待案件を相手方に全件提供することにより情報共有を実現するというものではなく、児童相談所は警察に対してはごく一部の重篤なあるいは保護者の抵抗が強い事案についてのみの提供にとどめ、警察が110番を受けて対応した場合などに児童虐待が疑われれば児相に照会するというレベルにとどまっています。

なぜ、高知県のように全件情報共有せず、このような中途半端で煩雑な仕組みとするのか理解に苦します。これでは、全く子どもを守ることが出来ません。

まず、なぜわざわざこんな煩雑なやり方をするのか理解できません。当初から児相が警察に全件情報提供しておけば、いちいち警察が児童相談所に照会する必要はないのです。このやり方は行政の効率性からもありえません。現場の警察官の負担増になりますし、そもそも児相は人員不足で夜間も休日も対応しないのに、こんな照会に応じる手間暇があるのなら、一件でも多く家庭訪問して子どもの安否を確認するべきです。

次にこのやり方では警察の虐待見逃しリスクが大きいままで。児相が把握している家庭について110番が寄せられながら、児相が警察に情報提供しないため駆け付けた警察官が親から騙され虐待を見抜けずそのまま帰ってしまい、その5日後に愛羅ちゃんが殺された東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件(2014.1)の再発防止は図ることができないのです。

児相の把握している家庭について110番が入るケースというのは、110番の内容が「子どもの泣き声がする。児童虐待ではないか。」というものばかりではないのです。「男の怒鳴る声がする。DVではないか」というものも少なくありません。実際に、2009年4月に大阪市西淀川区で小学4年生の聖香ちゃんが虐待死させられた事件でもそうです。住民から「DVではないか」と110番が入り、現場に向かった警察官は「夫婦喧嘩」と騙され帰ってしまい、その数日後に聖香ちゃんは虐待死されてしまったのです(本件では学校が知りながら警察にも児相にも通報していなかった事件です)。このような通報で駆け付けた警察官は、

児相から虐待家庭だと知らされないままでは、そもそもその家庭に子どもがいるかすら分からぬわけですから、児童虐待を疑うことなんてできません。ですから、警察庁からこんな通達を出しても現場では虐待の見逃しリスクが残るのです。このままでは、虐待を見逃した警察官が非難されることになるわけですが、こんな中途半端な通達を出した警察庁に責任があることは明らかです。

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十八年五月二十六日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること。

二、児童虐待を防止し子どもの健全な育成を図るため、子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神あるいは発達に様々な悪影響を及ぼし得るため基本的には不適切であることを周知徹底するなど、体罰によるない子育てを啓発すること。また、今日の家族を取り巻く状況の把握に努めるとともに、国際社会における議論の動向等を踏まえ親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること。

三、要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化を推進すること。また、市区町村における支援体制の強化及び児童相談所設置自治体の拡大に当たっては、専門人材の確保や財政面の支援等の必要な措置を行うこと。

四、児童虐待は刑事事件に発展する危険性を有しており、児童相談所と警察等関係機関が連携した対応を行うことが重要であることから、児童虐待案件に関する情報が漏れなく確実に共有されるよう必要な検討を行うとともに、より緊密かつ的確な情報共有が可能となるよう児童相談所の体制の強化についても検討すること。

五、医師・歯科医師・薬剤師は学校における健康診断等を通じて児童の生活状況や栄養状況を知ることがで
きる立場にあることに鑑み、ネグレクトを含め要支援児童等を早期に発見するために学校関係者と学校
医・学校歯科医・学校薬剤師が相互に連携を図りながらより一層協力できる体制を整備すること。

六、一時保護については、子どもを取り巻く背景が様々であることに配慮し、個別の事情に応じた一時保護
の在り方について検討するとともに、一時保護所の適切な運営を確保するために必要な措置を講ずること。

七、児童心理治療施設が子どもの成長や自立に重要な役割を果たしていることに鑑み、その拡充について必
要な措置を講ずること。また、虐待の連鎖を防ぐため、虐待を受けた子どもが大人になった後も継続的に
心のケアを受けることができる仕組みを早急に構築すること。

八、社会的養護の対象となつた子ども等が自立した生活を送る力を身につけるまで必要な援助を続けるため、措置延長制度や自立援助ホームの積極的活用を図るとともに、児童福祉法が対象とする年齢を超えた場合においても引き続き必要な支援を受けることができる仕組みを早急に整備すること。

九、子どもの社会的養護に万全を期すためには、児童福祉施設における養護とともに、里親制度を始めできる限り家庭と同様の養育環境が必要であることに鑑み、里親制度に関する国民的理解を広げることも含めた里親への支援体制の整備に関する施策について、更なる拡充を含め検討すること。

十、特別養子縁組により子どもに対して永続的な家庭を保障することの重要性に鑑み、児童相談所と関係機関との連携の強化、養親候補者への研修の実施、特別養子縁組成立後の支援の在り方等について直ちに検討を開始し、特別養子縁組の利用促進のために必要な措置を講ずること。

右決議する。